

(様式 2 )

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 3 月 13 日

横浜市契約事務受任者

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局長 堀田 和宏

1 契約の概要

横浜市風力発電所のハブ内オイル漏れ警報に起因した運転停止による危険状態を回避する。

2 履行（納品）場所

横浜市神奈川区鈴繁町 8-1

横浜市風力発電所

3 契約日

令和 7 年 2 月 14 日

4 履行日又は履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 契約金額

70 万円程度（概算）

6 契約の相手方（名称及び所在）

ベスタス・ジャパン株式会社 取締役 杉山 竜太郎

〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 15 階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市風力発電所のハブ内オイル漏れ警報による運転停止は、周辺にオイルが飛散する及びブレード角度制御不能のため突風により風車が損壊するなど、施設に重大な支障を及ぼす可能性があること、またそれにより周辺企業や市民の生命、身体及び財産を脅かす恐れがあることから当該緊急口頭契約を行った。

8 契約の相手方の選定理由

当該事業者は、横浜市風力発電所の風力発電設備製造事業者の日本法人であり、横浜市風力発電所の仕様及び構造を把握し、危険状態の回避が可能な唯一の事業者であるため。

9 所管課

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部カーボンニュートラル事業推進課